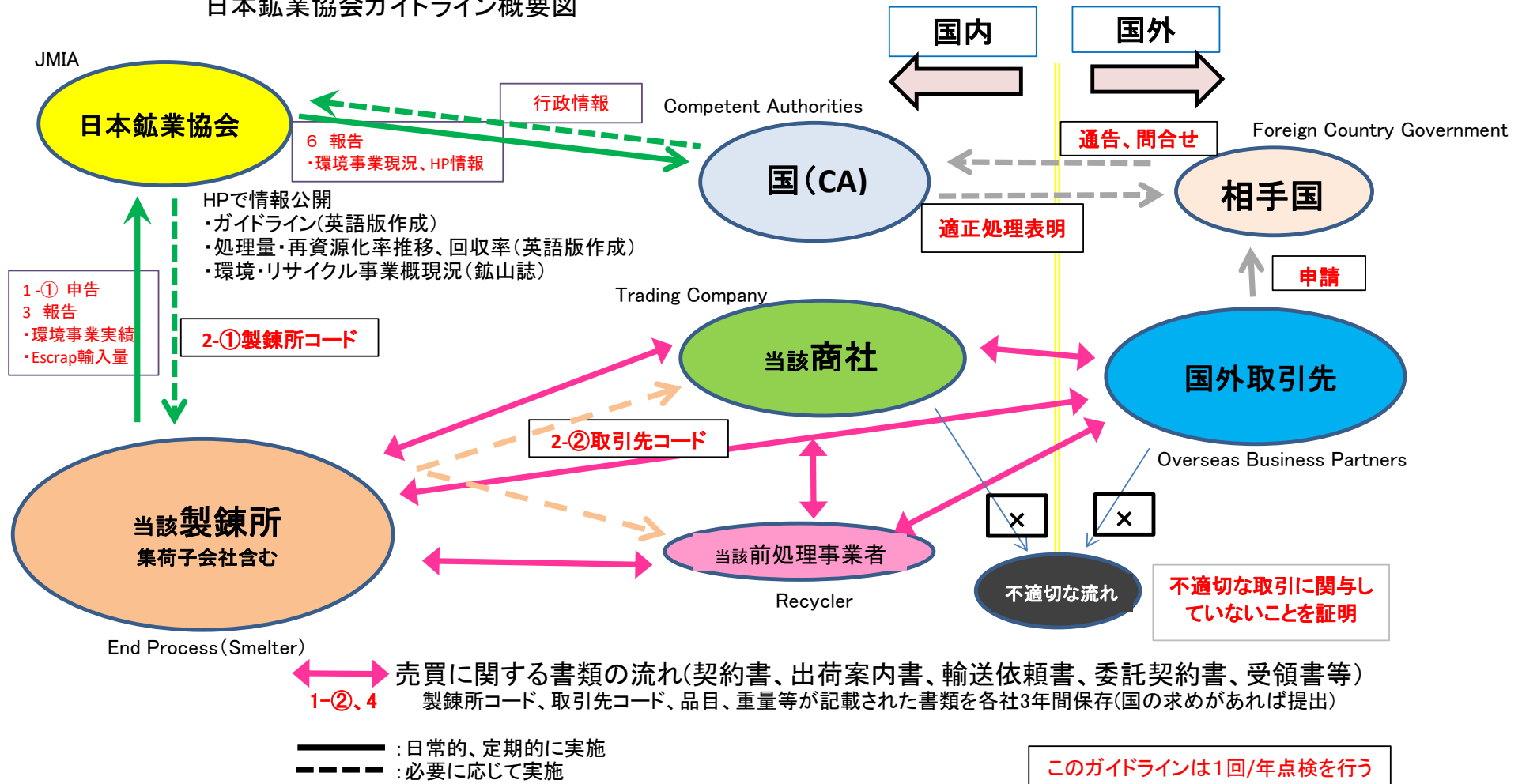


5-1 グリーンリスト対象物の適正処理とトレーサビリティ確保について

日本鉱業協会ガイドライン概要図



- 1 ①当該製錬所は日本鉱業協会にガイドライン遵守の申告をする。②当該製錬所は取引先との契約書にガイドライン遵守の記載をする。
- 2 ①日本鉱業協会は当該製錬所に製錬所コードを発行する。②当該製錬所は取引先に取引先コードを発行し、製錬所コードを開示する。
- 3 当該製錬所は鉱業協会に前年度の環境リサイクル事業及びE-scrap輸入量の実績を報告する。
- 4 国内外取引先は出荷案内書に、当該製錬所は受領書に製錬所コード、取引先コードを記載する。
- 5 本ガイドラインは日本鉱業協会HPIに掲載し公開する。本ガイドラインは日本鉱業協会会員会社の国内事業所に適用する。
- 6 日本鉱業協会は毎年経産省及び環境省に環境リサイクル事業の現況及びE-scrap輸入量の実績等を報告する。